

資料 1

H20. 11. 13

第1回 定例会(担当者説明会)資料



天草地域自立支援協議会

第1回定例会(担当者会議)

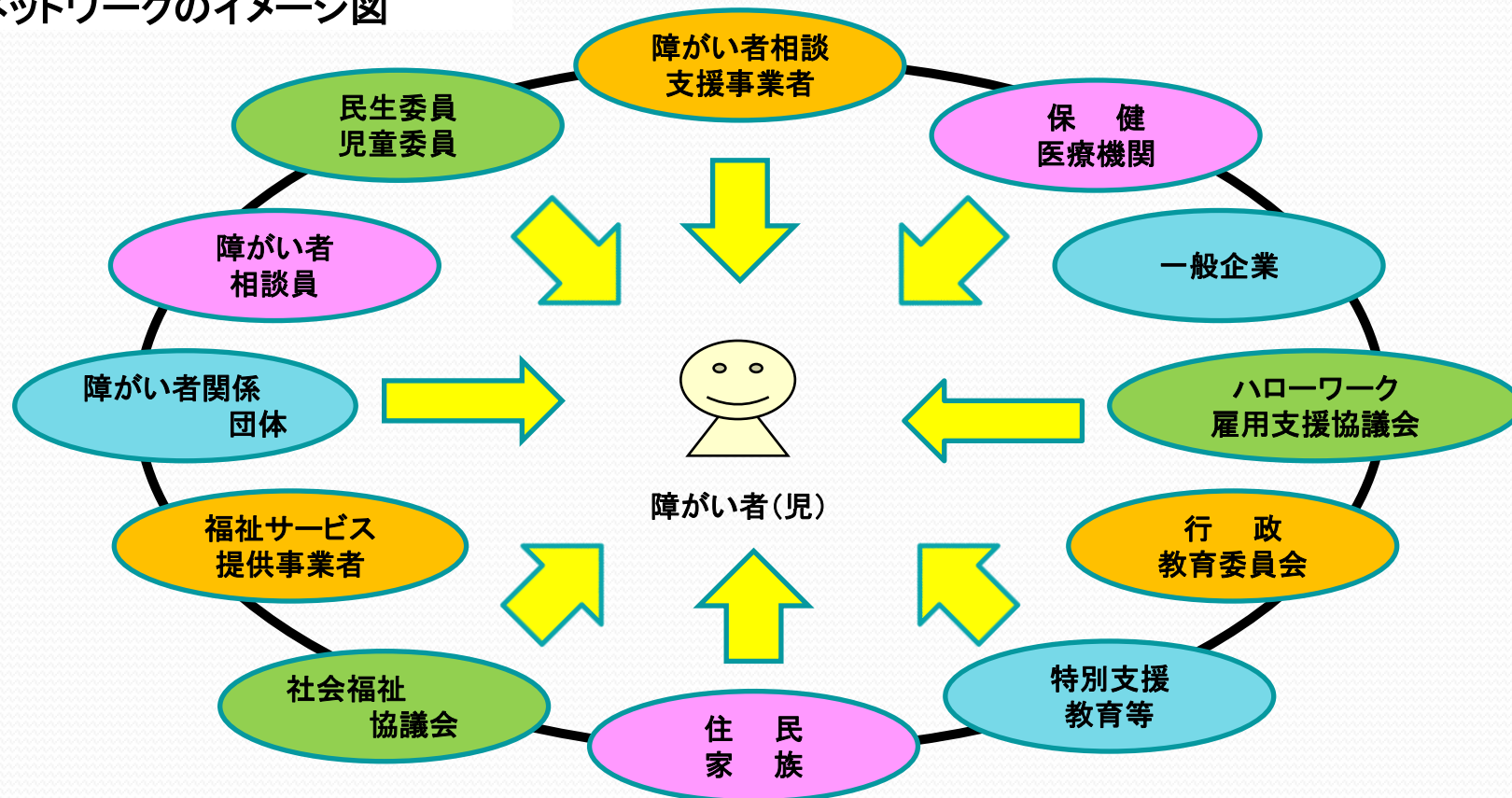


地域自立支援協議会

障害者の地域支援のあり方

- ・障がい者(児)の支援は、家庭、保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係者が様々な分野でそれぞれの支援を実施してきました。
- ・しかし障がい者(児)や家族が抱える様々なニーズに対応していくためには、一つの事業所だけでの支援では限界があり、各分野が持つ専門的な知識や蓄積された実績(情報等)を活かした総合的な支援が求められています。
- ・このことから支援を実施する側の連携を強化して、ネットワークの質を高めていくことが重要であると考えています。

地域ネットワークのイメージ図



障害者自立支援法の目指すもの

(障害者自立支援法（平成17年法律第123号）（抄））

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。
- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障がいの有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。



障がい者（児）の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠です、さらに、相談支援事業を効果的に実施するためには、関連する分野が共通の目的に向け連携して協働することが必要であり、その中核的な役割をなす地域自立支援協議会を強化する必要があると考えています。

地域自立支援協議会の機能

1. 情報機能

・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信



- ・ 様々なところで相談支援活動を実施していても、意識して活動報告をしなければ一部の人にしか相談内容、結果が見えないことになります。相談されたことが解決されたのか、それとも課題として残されているのか、地域の情報を共有して初めて課題として認識され地域づくりの要因となります。
- ・ 報告された情報が地域で暮らす障がい者（児）の生活ニーズを明らかにし、現状の対応の限界も含めた地域診断につながります。

地域自立支援協議会の機能

2. 調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整



- ・ ネットワークの構築ができればそれぞれの分野がどのような専門性や資源を有しているか、どのように連動し、役割を果たしているかについて認識され、これまで支援が困難でとわれていた事例に対しても支援のアプローチが可能となってきます。

地域自立支援協議会の機能

3. 開発機能

・地域社会資源の開発、改善



- ・ 情報機能、調整機能を進めていく中で、地域の課題が見えてきます。この地域の課題の解決に向け、どのような資源の開発あるいは改善を行っていくことが好ましいかその方向性を確認し、地域に提案、実現に向けた働きかけができます。

地域自立支援協議会の機能

4. 教育機能

・構成員の資質向上の場として活用



- ・ 相談支援のための特別な研修を計画したり、地域自立支援協議会のなかの活動報告など、実践的な様々な場面から学ぶことで、構成員の資質向上が図られます。

地域自立支援協議会の機能

5. 権利擁護機能

・構成員の資質向上の場として活用



- ・ 地域自立支援協議会は、障がいがある人もない人も、差別や区別されることなくその人らしく生活することができる地域やそのための仕組みを作っていくことを目指し、権利を擁護するための必要な協議の場となります。

地域自立支援協議会の機能

6. 評価機能

・相談支援事業の評価



- ・一連の成果情報を一つに集約することによってその価値が明らかになり、今後の相談支援や協議会に対する貴重な提言ができるようになります。



天草地域自立支援協議会

障害のある人が暮らせる地域づくりを目指す

市町・県等への提案

全体会議

報告

提案

運営会議(事務局会議)

課題等

報告・提案

収集

報告

定例会

支援上の
問題

報告提案

専門部会

児童部会

困難事例部会

就労部会

地域生活部会

提案・支援

個別支援会議等

凡例



利用者



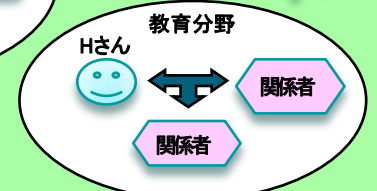
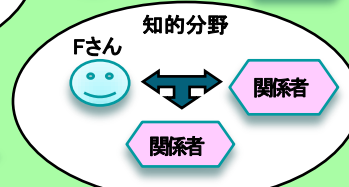
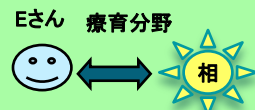
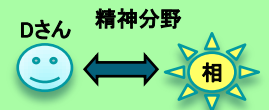
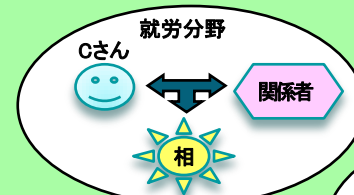
相談支援事業者



ケース会議



サービス事業者等



個別支援会議等とは・・・

ポイント1

個別支援会議等は自立支援協議会の命綱です

- ①個人のニーズや思いに沿えるように必要な関係者で協議する場です。
- ②課題解決に向け、チームで対応していくことで連携が醸成され、個別支援会議で培われたネットワークが地域のネットワークを作っていきます。

定例会とは・・・

ポイント2

地域の情報を共有しあう場(情報交換の場)です

- ①個別支援会議等、現場で出てくる問題等について、地域の関係者が定期的に集まって情報の共有を行ったり連携できる機関等を見つけてもらう場です。
- ②定期的に開催します。(現在のところ2ヶ月に1回を予定)
- ③メンバーは実務者(現場)レベルで実際に支援等を行っている方とします。

運営会議(事務局会議)とは・・・

ポイント3

運営会議(事務局会議)は協議会のコーディネーターです

- ①定例会での報告を集約し、専門部会や全体会議へつなぐ課題等を整理します。
- ②専門部会や全体会議の協議結果を定例会を通じて報告します。
- ③定例会、専門部会、全体会議の段取りをします。
- ④運営会議は毎月行うこととし、必要に応じて随時開催します。
- ⑤メンバーは行政機関の担当者、相談支援事業者とします。

専門部会とは・・・

ポイント4

専門部会では議論を深め、施策提案等を目指します

- ①地域の抱えた課題について、課題ごとに地域の中核的なメンバーが集まり、議論を深め、施策等を考えていく場です。
- ②具体的には課題別の専門部会を、地域の実情に応じて設置します。
- ③必要に応じて、専門部会の追加や統廃合、メンバーの入れ替えも自由に行います。
- ④課題に応じて、定期的、あるいは集中的に開催します。
- ⑤メンバーは行政、相談支援事業者、地域の中核的な関係者としてします。

全体会議とは・・・

ポイント5

全体会議では地域課題等を確認し、施策への提案を行います

- ①定例会や、専門部会等から地域課題や施策提案の報告を受け、確認する場です。
- ②必要な施策に対して、自治体へ提案します。
- ③年に1～2回程度の開催を予定しています。
- ④メンバーは地域関係者、行政、関係機関の代表者（施設長、会長等）とします。

天草地域自立支援協議会

Q&A

地域自立支援協議会についてのQ&A

Q. 1 地域自立支援協議会では、どんなことをするのですか？

A 個別支援会議や業務を通じて、様々な「できない」「サービスがない」「使いづらい」等に遭遇しているはずです。そして、それらについて、立ち話をしたり、仲間内で愚痴を言い合ったりして、それで終わっていませんか。その立ち話や愚痴を整理・集約して「何とかしましょう」と提案・問題提起する場が地域自立支援協議会です。

Q. 2 なぜ、「地域自立支援協議会」が大切なの？

A 相談支援をしていく中で、直面した課題や新たに地域の中で把握されたニーズについては、個別の支援会議や事業所だけではなかなか解決が難しいことが現状です。
地域自立支援協議会はそのような課題を市町村や相談支援事業所を中心に地域全体で検討し、改善・解決していくための協議の場となります。
顕在化した課題をそのままにしないためにも、地域自立支援協議会の設置は大切です。

地域自立支援協議会についてのQ&A

Q. 3 地域自立支援協議会のメンバー構成は？

A

定例会や運営会議等から報告された状況、課題を検討し、地域の改善、施策提案等につなげていくメンバー構成です。
それぞれの所属先の意見を統一できるような立場の方達になっています。

定例会についてのQ&A

Q. 1 定例会では、全てのケースについて報告するのか？

A

障がい者(児)のニーズ、困り事が入っていて、是非、共有化して欲しい又は、助言が欲しいと思われるケースを報告してもらうことになります。

例えば、地域の共通課題として、認識してもらわなくてはならない医療ケアケース、地域の福祉サービスの構築を考えるうえで必要な支援のケース、また、より広い関係者・専門機関の中で支援連携の共有化を図りたいケースなどが考えられます。

Q. 2 定例会では、なぜ事例を報告してもらうのですか？

A

参加者が抱える実際のケースから、個人のニーズを、ただ一人のニーズとして終わらせず、地域全体のニーズとして共有化してほしいものなどを報告してもらいます。そして、報告された事例を全員が自らの課題として受け止め、「共に解決しよう」、「自分のところでは何ができるのか」、「一歩でも前進していこう」とするスタンスで協働していくことが必要であると考えます。

定例会についてのQ&A

Q. 3 定例会の参加者は、なぜ、実務担当者なのか？

A 現場で実際に様々なケースに対応され、障がい者(児)の実情をよく知られている実務担当者の方たちに参加していただき、いろいろな支援方法(連携方法)等を共有し、今後の地域移行への参考にさせていただきます。
難しく考えず、情報交換しましょう。

Q. 4 なぜ、定例会では、個別支援会議等であがってきた事例の報告だけ行い、検討はしないのですか？

A 個別支援会議の支援のあり方や支援の役割分担については、支援に責任の持てる機関が協議することに意義があり、支援に責任を負わない関係機関も参加している定例会で議論すると支援の方向が散漫になると考えます。

定例会の事例報告に関するQ&A

Q. 1 「複数のサービス事業所を利用したい」と申し出があったが、どこにどのように繋げていけばいいのかわからないので相談したい。

A 報告の対象とします。
○ 定例会で事例を共有、認識し合い、支援方法を相談支援専門員や他の関係機関と連携することができます。

理由 ・障害者自立支援法では、複数の福祉サービスを組み合わせて支援を受けることができるので、その個人が必要とするサービスの提供をすることができます。

Q. 2 本人の意向で施設から地域移行を進めていたが、住まい、日中活動の場の問題で断念した。どうすればいいのか？どこに相談したらいいのか？

A 報告の対象とします。
○ 係わった支援者にしか見えなかった課題を地域で共有することができます。

理由 ・相談支援事業所及び関係者と連携して進めていき、さらに、地域に足りない資源は専門部会等で議論を深めていきます。

定例会の事例報告に関するQ&A

Q. 3 学校(または保育園、施設等)の先生が、障がい特性にあった係わりが分からない上、どこに相談したらいいのかも分からなくて困っている。

報告の対象とします。

A ○ 定例会で、障がい児教育における地域のハードルを共通認識することができます。

理由 ・本人の障がい故の学びにくさと、支援方法の困難に関しては、障がい児(者)支援の大切な部分です。
・巡回相談などを利用して学校・保育園支援を通して、障がい児(者)支援を行うことができます。その他、相談支援専門員や療育相談員からの教育相談も受けることができるので、定例会での事例報告はハードル解決に向けて進めることができます。

定例会の事例報告に関するQ&A

Q. 4 「発達に気になる子供」がいるのだけれど、保護者に気づきがなく、どう関わっていけばいいか、どこに相談したい。

A

報告の対象とします。

○ 定例会で事例を共通認識すると共に、その後の支援は相談支援専門員や他の支援者と連携することができます。

理由 ・特に幼児児童の場合、「発達に気になること」を気付かれたところから支援が始まります。対象の子供が医療機関に掛かっているかどうかや、障がいの診断がついているかどうかは、初回相談の場面では必要ではありません。

定例会の事例報告に関するQ&A

Q. 5 保護者からの利用料徴収が滞る場合がある事例は、報告対象になるのか？

A 報告の対象から除外させていただきます。

○ 事業所の運営・運用面の工夫で対応していただきたい。

理由 ・個人負担が上がってどこの家庭も苦しいでしょうが、定例会で情報の共有をする内容は、基本的に、障がい者(児)本人が、その障がいに起因由来する困難により、「社会生活の中でハードル」が発生してしまい、その「社会でのハードル」を低いものにする為に、本人を取り巻く社会にどのような困難があるのかを共通理解するものです。

今回の質問は、本人に関わるものではなく、その家族の問題であるので、定例会にあげる報告には該当しません。

※ただし、本人を家族で介護しなければならないために、保護者等が所得を得るに十分な仕事に就くことができず、結果支払が滞ってしまう場合には報告に上がってきていい事例かと考えます。

定例会の事例報告に関するQ&A

Q. 6 報告は、個別支援会議を行っていないケースでもいいのですか？

A 報告の対象とします。
○ 地域の課題が認識できます。

理由 ・個別支援会議を開催するのは、各機関の実情で困難な場合も想定されます。
・支援に係る一部の人には見えないことを定例会で報告されることで情報が共有され、地域の実情が広く認識されます。

Q. 7 介護保険を適用されている障がい者も報告対象となりますか？

A 報告の対象とします。
○ 分野間での認識の共有化、調整ができます。

理由 ・分野間の専門性や資源について共有化が図られ、過不足をそれぞれの分野で調整するなど、利用者のニーズに沿った支援を再構築することができます。

定例会の事例報告に関するQ&A

Q. 8 利用している施設・事業所の対応への不満相談も、報告してよいか？お

A 報告の対象から除外させていただきます。

○ 苦情は直接当該事業所の管理者若しくは事業所の苦情解決委員会へ。

理由 ・事業所の運営規定・事業方針等への介入は、基本的に利用者若しくはその保護者からであれば提案要望をすることができるが、第3者からは難しい為。

○ 虐待・ネグレスト等の深刻な内容は、各市町村福祉課へ。

理由 ・事業所のスタッフの対応等が、事業所の運営規定等に則らないもので、明らかに利用者等に不利益が発生し、その内容が虐待・ネグレスト等深刻なものは、至急対応が必要であり、行政の介入も考えられる為。

定例会の事例報告に関するQ&A

Q. 9 施設支援員の数が少なく、日々の業務がとても大変である。どうにかならなか？

A

報告の対象から除外させていただきます。
○ 事業者ニーズとなっています。

理由 ・定例会での報告は、利用者本人のニーズが入っていることを大前提とします。

Q. 10 授産施設等で生産された商品の売上げが伸びず利用者が減少し、施設の経営面で困っている。どうにかならないか？

A

報告の対象から除外させていただきます。
○ 事業所の工夫で対応してください。

理由 ・事業所の経営に関することで、利用者の困りごとが入っていない為。

※ただし、利用者が工賃低額のため、交通費、利用料を支払うと赤字になり、サービスを利用しにくいといった内容の報告であれば対象とし、天草地域全体の課題として考える場合は、工賃アップに向けてどのように取り組めばよいかなど、専門部会で議論することになります。

定例会の事例報告に関するQ&A

Q. 11 「地域で何か問題が発生すると、障がいがある自分たちのせいにされているように生活しにくい、どうにかして欲しい。」との相談を受けている。

A 報告の対象とします。

○ 定例会で事例を共有することで、地域の課題として考えることができます。

理由 ・障がいの特性や障がい者(児)への理解を深めることは天草地域全体のこととして進めていく必要があり、啓発の方法など、場合によっては専門部会で議論することになります。

Q. 12 更衣・清潔に関することや受診・服薬に関することなど生活上の支援について相談を受け、事業所と連携してヘルパー利用につなげた。結果、本人が望む在宅生活が可能となり、本人のQOLが向上したといった成功事例は報告の対象となるか？

A 報告の対象とします。

○ このような成功事例の情報共有も必要です。

理由 ・報告者の支援における工夫や事業所との連携の手法など、定例会参加者が学ぶことで今後の支援に活かすことができます。

天草地域自立支援協議会 関係機関一覧

No.	団体・事業者名	〒	住所	施設の種類
1	天草地域振興局 福祉課	863-0013	天草市 今釜新町3530	行政機関
2	天草保健所 保健予防課	863-0013	天草市 今釜新町3530	保健・医療関係
3	天草市健康増進課	863-0043	天草市 亀場町亀川1886-2	保健・医療関係(東・西含む)
	東保健福祉センター			
	西保健福祉センター			
4	上天草市松島保健センター	861-6102	上天草市 松島町合津3294	保健・医療関係
5	苓北町保健センター	863-2503	苓北町 志岐660	保健・医療関係
6	天草病院	863-2171	天草市 佐伊津町5789	保健・医療関係
7	酒井病院	863-0006	天草市 本町下河内964	保健・医療関係
8	牛深保養院	863-1432	天草市 二浦町亀浦3198	保健・医療関係
9	天草市教育委員会 教育指導課			教育関係機関
10	上天草市教育委員会			教育関係機関
11	苓北町教育委員会			教育関係機関
12	熊本県立天草養護学校	863-0005	天草市 本町新休972	教育関係機関
13	熊本県立苓北養護学校	863-2503	苓北町 志岐1120	教育関係機関
14	天草郡市地域精神障害者家族会			障害者関係団体
15	白い雲の会	863-0005	天草市 本町新休972(天草養護学校内)	障害者関係団体
16	天草市民生委員児童委員			民生委員児童委員
17	上天草市民生委員児童委員			民生委員児童委員
18	苓北町民生委員児童委員			民生委員児童委員
19	天草公共職業安定所	863-0050	天草市 丸尾町16-48	雇用関係機関
20	熊本県高齢・障害者雇用支援協会	863-0050	天草市 丸尾町16-48	雇用関係機関
21	天草整肢園	863-2502	苓北町 大字上津深江10	旧法施設
22	苓龍苑	863-2502	苓北町 大字上津深江10	旧法施設
23	星光園	863-0002	天草市 北原町8-37	旧法施設
24	苓南寮	863-0049	天草市 北原町5-14	日中活動・施設入所支援
25	天草更生園	863-2502	苓北町 大字上津深江10	旧法施設
26	きずなの里	861-6103	上天草市 松島町今泉6172	旧法施設
27	第二天草学園	863-0006	天草市 本町下河内680	旧法施設
28	苓山寮	863-0006	天草市 本町下河内680	旧法施設
29	南海寮	863-0006	天草市 本町下河内1685-1	旧法施設
30	湧水の里	863-2201	天草市 五和町御領2395-2	旧法施設
31	なぎさ寮	863-1511	天草市 深海町5789	旧法施設
32	第二苓山寮	863-0006	天草市 本町下河内680	旧法施設
33	かしの木学園	863-0044	天草市 楠浦町錦島26-17	旧法施設
34	本渡通勤寮	863-0006	天草市 本町下河内587-3	旧法施設
35	はまゆう療育園	863-2503	苓北町 志岐1059	日中活動
36	翔洋苑短期入所生活介護事業所	866-0101	上天草市 姫戸町姫浦3055-106	日中活動
37	特別養護老人ホーム 春光苑	863-2805	天草市 天草町高浜北633	日中活動
38	天草学園	863-0006	天草市 本町下河内680	日中活動
39	やじろべえ	861-7201	天草市 有明町赤崎2012-2	日中活動
40	みやおみやおペーカリー	863-0023	天草市 中央新町14-10	日中活動
41	すところーはっと	863-2171	天草市 佐伊津町5377	日中活動
42	障害者支援センターのぞみ	863-0022	天草市 栄町23-9	日中活動
43	天草ボランの広場	863-1111	天草市 新和町碓石66-1	日中活動

No.	団体・事業者名	〒	住所	施設の種類
44	第2はまゆう療育園	863-0033	天草市 東町28-20	児デイ
45	地域療育センターすくすく園	863-0024	天草市 川原町7-46	児デイ
46	ヘルパーステーションJC24	863-2502	苓北町 上津深江278-10	居宅介護
47	JALレイホク訪問介護事業所	863-2507	苓北町 富岡2228-1	居宅介護
48	村上会ひまわりヘルパーステーション	866-6102	上天草市 姫戸町姫浦652-1	居宅介護
49	上天草市社会福祉協議会	861-6102	上天草市 松島町合津3433-52	居宅介護
50	大矢野町ホームヘルパーステーション	863-3601	上天草市 大矢野町登立8531	居宅介護
51	姫戸町ホームヘルパーステーション翔洋苑	866-0101	上天草市 姫戸町姫浦3055-1	居宅介護
52	ニチイケアセンター大矢野	869-3603	上天草市 大矢野町中字城本478-26	居宅介護
53	あまくさ農業協同組合(居宅介護事業関係)	863-0032	天草市 太田町1-2	居宅介護
54	ニチイケアセンター本渡	863-0019	天草市 小松原町12-10 悠和ビル天草103号	居宅介護
55	春光苑訪問介護事業所	863-2805	天草市 高浜北633	居宅介護
56	梅寿荘総合地域福祉支援センター	861-6305	天草市 栖本町湯船原655-1	居宅介護
57	天草市社協ヘルパーセンター河浦	863-1215	天草市 河浦町白木河内223-12	居宅介護
58	天草市社協ヘルパーセンター牛深	863-1901	天草市 牛深町122-2	居宅介護
59	天草市社協ヘルパーセンター御所浦	866-0313	天草市 御所浦町御所浦3527	居宅介護
60	天草市社協ヘルパーセンター天草	863-2804	天草市 天草町高浜南501-1	居宅介護
61	天草市社協ヘルパーセンター本渡	863-0013	天草市 今釜新町3699	居宅介護
62	天草市社協ヘルパーセンター新和	863-0101	天草市 新和町小宮地627	居宅介護
63	天草市社協ヘルパーセンター有明	861-7201	天草市 有明町赤崎2010-9	居宅介護
64	ヘルパーステーション・はまなす	863-0002	天草市 本渡町本戸馬場2094-7	居宅介護
65	グリーンコープふくしサービスセンター・イルカ	863-0043	天草市 亀場町亀川142-7	居宅介護
66	セントケア天草	863-0019	天草市 小松原町12-19 Mレノ/天草103号	居宅介護
67	NPO法人 ワークショップひなたぼっこ	863-1901	天草市 牛深町129-3	地域活動支援センター
68	NPO法人 ひだまりの家	863-2801	天草市 天草町大江504-23	地域活動支援センター
69	NPO法人 天草きぼうの家	863-0003	天草市 本渡町本渡1083-1	地域活動支援センター
70	NPO法人 河浦きぼうの家	863-1202	天草市 河浦町河浦2406-1	地域活動支援センター
71	交流の里 どんぐり村	869-3601	上天草市 大矢野町登立14132-1	地域活動支援センター
72	地域活動支援センター ひまわりの家	863-2503	苓北町 志岐32-4	地域活動支援センター

天草地域自立支援協議会 規約

(設置)

第1条 天草地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条に掲げる基本的理念を尊重しつつ、障害者（児）の生活の質の向上を目指し、関係団体等が連携を深めることにより、天草地域における障害者（児）の福祉の向上に寄与することを目的として設置する。

(定義)

第2条 この規約において、委託相談支援事業者とは、天草地域2市1町が共同で実施している障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「支援法」という）第77条第1項に規定する事業（以下「委託相談支援事業」という。）の委託を受けた指定相談支援事業者のことをいう。

2 この規約における用語の意義は、前項に定めるもののほか、自立支援法の例による。

(協議事項)

第3条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別のケア会議を必要に応じて随時開催するものとする。）
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善
- (4) 委託相談支援事業の評価
- (5) その他必要と認められる事項

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に該当する関係団体等であって、別表1に掲げる団体の代表により構成する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 障害者関係団体
- (6) 雇用関係機関
- (7) 各種相談員及び民生委員児童委員
- (8) 行政機関

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集するものとし、年1回開催する。ただし、特に必要と認められる場合に臨時に開催することができる。

(定例会の設置)

第7条 協議会は、地域の現状・課題について、地域の関係者が情報を共有する機会を確保するため、定例会を設置し、定期的を開催するものとする。

(運営会議の設置)

第8条 協議会は、障害者（児）の福祉に関する課題等の整理をし、協議会の方向性や各会議の日程調整、専門部会の追加及び統廃合などの検討を行うため、運営会議を設置する。

2 運営会議は、委託相談支援事業者及び市町村等で構成する。

(専門部会の設置)

第9条 協議会は、地域の課題解決に向けた検討を行うため、次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(1) 児童部会

(2) 就労部会

(3) 地域生活部会

(4) 困難事例部会

(5) その他必要に応じて設置

2 前項に定める部会を構成する者は、課題ごとの地域の中核的な者とし、定例会又は運営会議で選定するものとする。

3 部会は、委託相談支援事業者が運営するものとする。

4 部会は、活動報告及び課題の検討結果を協議会に報告するものとする。

5 その他必要に応じて専門部会の追加及び統廃合を行う。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、代表市町障害福祉主管課において処理する。

(報酬等)

第11条 協議会及び部会の委員は、無報酬とする。

(費用の負担)

第12条 協議会の開催に関わる経費は、2市1町で協議して負担する。ただし、部会の開催に係る経費は、委託相談支援事業者が負担する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年2月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年7月23日から施行する。